



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ケ イ ブ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 ・ CEO 高 野 健 一
(コード番号 : 3760、JASDAQ)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 ・ CFO 菊 地 徹
(TEL. 03-6820-8176)

資本業務提携契約並びに第三者割当による新株式及び

第 22 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成30年5月10日開催の取締役会において、株式会社フォーサイド（以下「フォーサイド」といいます。）との間で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うこと、同社及びSAMURAI&J PARTNERS 株式会社（以下「SAMURAI」といいます。）に対する第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行を行うこと、並びにSAMURAIに対する第三者割当による第22回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと（以下、これらを併せて「本第三者割当増資」といいます。）を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本資本業務提携の概要

1. 本資本業務提携の目的及び理由

当社は、平成6年6月の設立以来、「ケイブが創ると未来はもっと楽しくなる。」というコンセプトの下、コンシューマーゲーム（注1）、モバイル公式コンテンツ（注2）、PC オンラインゲーム（注3）、モバイルブラウザゲーム（注4）、スマートフォンネイティブゲーム（注5）等、多くの方々に楽しんでいただくコンテンツ作りに邁進してまいりました。

他方で、フォーサイドグループは、平成12年3月の創業から、エンターテインメントジャンルを中心とした、デジタルコンテンツの配信を基軸事業として展開し、平成26年11月には持株会社と事業会社を分離した企業体系へシフトして、再成長に向けて経営陣体制も刷新すると共に、積極的に新規事業やM&Aを推進しているとのことです。

現在のフォーサイドグループでは、それらの取り組みの成果によって、エンターテインメントコンテンツの配信事業領域はデジタルの範囲のみならず、フォーサイド連結子会社の株式会社ブレイク（以下「ブレイク」といいます。）にて展開する、クレーンゲーム機やカプセル自動販売機などのアミューズメント施設のプライズゲーム機器用の景品商材（以下「プライズグッズ」といいます。）の企画・製造・販売など、デジタルに相対して物理的にリアルと位置付けられるコンテンツ事業領域にまで、大きく拡大することができているとのことです。

更には、同じくフォーサイド連結子会社であるフォーサイドメディア株式会社（以下「フォーサイドメディア」といいます。）においても、台湾にある樂磚股份有限公司（英語名 Joy Brick）との協業にて、グローバルエリアにて既に配信実績を持つ、スマートフォンにアプリをインストールして楽しむスマートフォンネイティブゲームを、日本及び韓国市場向けにカスタマイズして配信する取り組みを開始しており、日本国内のみならずグローバルに事業拡張し、これから先にある未来の社会にも貢献する企業へと更に成長させ、経営成績と企業価値を共に向上させるため、新たな市場に対しても挑戦し続けることに努めているとのことです。

現在、当社においては、世界的なスマートフォンの普及に伴い特に急成長している、スマートフォンネイティブゲームの配信に最も注力しており、その結果、当社の売上高のほぼ100%は、オンライン上で提供するコンテンツ配信事業によるもので構成されるようになり、名実ともに“オンラインエンターテインメント企業”としての地歩を固めつつあります。その代表的なコンテンツタイトルとなるのが、平成27年4月のサービス開始

から順調に売上を伸ばしている「ゴシックは魔法乙女」であり、平成29年5月期では当社全体売上高の80%以上を占めるまでに至っております。

これらのスマートフォンネイティブゲームのビジネスは、成長市場であるが故に競合企業も多く、クオリティーの高い優良ゲームを提供するには、マーケティングや企画立案の初期段階から長い時間を必要とし、その上で多くの開発費と広告宣伝費を投じてリリースしても、結果的に成功への不確実性が高いことが大きな課題でありました。そこで、当社はフォーサイドメディア同様に、「ロード・オブ・ダンジョン」という、韓国のゲーム会社によって開発された、既に配信実績のあるスマートフォンネイティブゲームの配信権を獲得し、平成29年11月に日本市場でカスタマイズ配信を開始いたしました。そして、その販売状況が順調であることから、このような取り組みを“海外パブリッシュ案件”として、今後も収益の第二の柱として推進する方針です。

このように、当社とフォーサイドグループの両社が、共に基軸事業として展開するコンテンツ市場は、サービスのライフサイクルスピードがとても速く、これからも日々進化するAI(Artificial Intelligence/人口知能)・AR(Augmented Reality/拡張現実)・VR(Virtual Reality/仮想現実)などの新たな発明やテクノロジーによって、デジタルとリアルの間隙に位置づけられる2.5次元領域の市場が創出され、サービスや商品のクオリティーが更に拡充できることや、様々なモノがインターネットに繋がるIoT(Internet of Things/モノのインターネット)によって得られる膨大なビッグデータを活用した革新的な事業など、継続的に新たなビジネスの機会が創造されることと期待されております。

そのような事業概況と市場背景の中、上述のとおり当社とフォーサイドグループの経営課題は双方共通しており、それぞれ自らのノウハウ及びリソースと強みを最大限活用し、既存事業の拡大や周辺事業への拡張、又は新規事業を創出していくことが不可欠であると考えています。そのため、元々親和性の高い両社での業務提携による成長可能性と、資本提携も含めた場合の波及効果等の有効性を、双方で慎重に協議検討して参りました。

その結果、当社とフォーサイドグループでは、後記「2. 本資本業務提携の内容」の「(2) 業務提携の内容」記載のとおり協業を行うことにより、双方の事業に対して大きなシナジーと波及効果を創出することができて、企業価値の向上に繋げることが可能であると判断し、更には今後の両社の連携をより強固なものとするため、資本業務提携契約を締結し、当社が実施する第三者割当増資をフォーサイドに引き受けてもらうことが得策と考え、今回の決議に至ったものであります。

- (注) 1. 「コンシューマーゲーム」とは、家庭用ゲーム機器とゲームソフトでプレイするゲームをいいます。
2. 「モバイル公式コンテンツ」とは、携帯電話の通信キャリアやゲーム運営会社が運営するサイトにおいて提供される、ゲームソフト、音楽配信、占い等の情報配信等のコンテンツをいいます。
3. 「PCオンラインゲーム」とは、パソコンを利用した「オンラインゲーム」をいいます。「オンラインゲーム」とは、インターネットに接続してユーザー同士がコンピュータネットワーク上でプレイするゲームをいいます。
4. 「モバイルブラウザゲーム」とは、携帯端末機器(フューチャーフォン及びスマートフォンを含みます。)を利用する「ブラウザゲーム」をいいます。「ブラウザゲーム」とは、ゲームソフトやアプリケーションをダウンロードすることなくインターネットに接続してブラウザ(Webページを閲覧するソフト)上でプレイするゲームをいいます。
5. 「スマートフォンネイティブゲーム」とは、スマートフォンにゲームソフトをダウンロードしてプレイするゲームをいいます。

2. 本資本業務提携の内容

(1) 資本提携の内容

当社は、平成30年5月28日付(予定)で、フォーサイドに対して、第三者割当の方法で、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)144,000株(増資後の発行済株式総数に対する所有割合4.63%)を199,728,000円(1株1,387円)にて発行し、同社に引き受けてもらう予定です。

(2) 業務提携の内容

当社は、フォーサイド連結子会社のブレイク及びフォーサイドメディアを中心に、業務提携による協業を推進していくことを検討しております。なお、当社とフォーサイドグループとの間で合意している業務提携の内容は以下の通りです。

① 海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業強化

当社とフォーサイド連結子会社のフォーサイドメディアは共に、海外のゲーム会社が開発し、既に配信実績を持つ、スマートフォンネイティブゲームの配信権を獲得し、日本市場向けにカスタマイズ配信する事業を展開しております。既に当社では、韓国のゲーム会社によって開発された配信実績のあ

るスマートフォンネイティブゲーム「ロード・オブ・ダンジョン」について、平成29年11月に日本市場でカスタマイズ配信を開始しており、その販売状況が順調に推移していることから、引き続き同様の海外タイトルの日本国内配信事業を強化する方針です。これらの取り組みを更に強化していく上では、現地企業の開拓とリレーション構築及びコンテンツの目利きがとても重要であり、従前よりグローバルでの営業推進に関するノウハウを持つフォーサイドメディアが現地企業の開拓を行い、当社がゲームコンテンツの目利き及び日本国内における配信に向けたカスタマイズ開発や運用業務を担当することで、更に多くの有力な海外スマートフォンネイティブゲームタイトルの日本国内配信を、迅速かつ効率的に強化拡大することが可能になると考えています。また、当社としては、これらの海外スマートフォンネイティブゲームタイトルを日本国内において展開することが、更なる収益機会の拡大のために重要であると考えており、フォーサイドメディアとしても、新たに取り組むを開始した、スマートフォンネイティブゲーム配信事業を成長させるためには、開発及び運用に強いパートナーが必要であるため、両社の利害は一致しており、本資本業務提携によって、両社にて当該取り組みを協力して実行することで、その推進体制を強化することが両社の利益に資すると判断しています。

② ネットクレーンゲーム事業の新規展開における協業

当社は、これまでのオンライン環境でのゲーム制作及び運用経験を活かし、昨今のトレンドでもあるIoT領域におけるエンターテインメント事業として、パソコンやスマートフォンをコントロールパネルとして、インターネット経由でリアルなクレーンゲーム機を操作することにより、いつでも・どこでもクレーンゲームを楽しめる、デジタルとリアルを融合させた“ネットクレーンゲーム事業”の新規展開を検討しております。利用者は、欲しい景品を獲得するため、パソコンやスマートフォンから実際に設置されているクレーンゲーム機を操作し、ゲームに成功した場合には、その獲得した景品が自宅に送られる仕組みとなっており、オンライン上のデジタルな景品ではなく、実際の景品を取得できる点が特に人気となっております。そのため、既にサービスを開始している企業は大きく当該事業での業績を伸ばしており、大手企業を中心に新たに当該事業へ参入する企業も増加しております。よって、今後も更なる市場拡大が期待されている反面、多くの競合他社に対して優位的なサービス上の演出及び効果的なプロモーション展開に加えて、差別化された優良な景品の企画・製作が必要となります。それらに関しては、当社がこれまでに培ったゲーム性やソーシャル性を高める運用ノウハウや、プロモーションに関する知見を投じることができ、他方でフォーサイド連結子会社のブレイクの持つ、プライズグッズの企画及び製造ノウハウと、マーケティングに関する経験則が強く有効的に活用できると考えており、当社が展開する当該事業においての商品企画と製造提供等をブレイクが担うことによって、当社は一層付加価値の高いネットクレーンゲーム事業を実現することができると考え、両社にて当該事業の取り組みを行うことが得策と判断しております。

③ eスポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営等

昨今、ゲームを取り巻く環境として、「プレイする楽しみ」のみならず、「観る（観戦）楽しみ」も注目されており、新たな環境が、日本の市場においても芽生えつつあります。この「観る楽しみ」というeスポーツ的なゲーム要素が、当社及びフォーサイドグループと双方のコンテンツ事業においても、今後の市場展開において必要不可欠なものになっていくと思われれます。eスポーツの市場は、将来的に国際オリンピック委員会（IOC）によるオリンピック競技への正式採用も期待されており、先般の平昌冬季五輪の開幕直前には、氷上競技が行われる江陵市内で、IOCから公式サポートを受けたeスポーツの世界大会も開催されており、既に日本の大手ゲーム会社やJリーグなども参入を始めており、2020年に開催予定の東京オリンピックに向けても、更に機運が高まる状況です。そのeスポーツに適したゲームジャンルの一つとしては、当社が最も得意とするシューティングゲームが挙げられ、あらゆるデバイスでシューティングゲームの開発・提供を行ってき当社の強みが、このeスポーツ向けゲームの要素に活かすことができると考えております。また、フォーサイドグループでは、連結子会社のブレイクを中心に、各種イベントの企画及び運営と、それらのイベントでの物販商品の製造等についても、豊富な経験と実績を有しており、フォーサイドメディアでのゲーム事業展開を背景に、フォーサイドグループでのeスポーツイベントの開催や関連施設等の運営も、将来的な視野に見据えて検討をしているとのこと。これらの取り組みの検討において、当社とフォーサイドグループが連携することによって、当社は当社の強みであるコンテンツを提供することでソフト面を提供し、フォーサイドグループは、ブレイク及びフォーサイドメディアの有する、イベントや施設運営に関する知見を活かしたハード面の提供が可能であり、当社とフォーサイドグループが協業することによって、当社が開発するeスポーツ向けのゲームを、フォーサイドグループが提供するeスポーツイベントや施設で広めること等、ワンストップでeスポーツの市場に向けた、新たなビジネスの創出が可能になると考えております。

3. 資本業務提携の相手先の概要

(1)	名 称	株式会社フォーサイド		
(2)	所 在 地	東京都中央区日本橋室町 3-3-1 E. T. S. 室町ビル 8F		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 假屋 勝		
(4)	事業内容	株式等の保有を通じたグループ企業の統括及び管理等		
(5)	資 本 金	1,194,164,136 円		
(6)	設 立 年 月 日	平成 12 年 3 月 31 日		
(7)	発 行 済 株 式 数	27,775,204 株 (平成 29 年 12 月 31 日時点)		
(8)	決 算 期	12 月		
(9)	従 業 員 数	(連結) 70 名、(単体) 5 名 (平成 29 年 12 月 31 日時点)		
(10)	主 要 取 引 先	KDDI 株式会社 株式会社ライブレント 株式会社NTT ドコモ		
(11)	主 要 銀 行	三井住友銀行		
(12)	大株主及び持株比率 (平成 29 年 12 月 31 日時点)	R-1 第 1 号投資事業有限責任組合	11.55%	
		レクセム株式会社	6.45%	
		松井証券株式会社	2.78%	
		株式会社SBI証券	1.59%	
		中原証券株式会社	1.44%	
		小林 浩之	1.08%	
		富田 顕嗣	1.02%	
		日本証券金融株式会社	0.81%	
		石井 三男	0.80%	
		楽天証券株式会社	0.75%	
(13)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
		人的関係	該当事項はありません。	
		取引関係	該当事項はありません。	
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(14)	当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態(単位:百万円。特記しているものを除く。)			
	決算期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期	平成 29 年 12 月期
	連 結 純 資 産	420	895	1,642
	連 結 総 資 産	772	1,205	3,584
	1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	17.30	35.17	53.20
	連 結 売 上 高	756	935	3,090
	連 結 営 業 利 益	△209	24	92
	連 結 経 常 利 益	△216	41	115
	親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	△481	34	29
	1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	△20.93	1.37	1.12
	1 株 当 たり 配 当 金	—	—	—

(注) 当社は、フォーサイドより、反社会的勢力とは一切関係がないことの説明を受けております。また、フォーサイドは株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)JASDAQ(スタンダード)市場の上場会社であり、当社は、フォーサイドが東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書において、フォーサイドが警察・財団法人暴力団追放運動推進都民センター等との連携により反社会的勢力の情報収集を行う等して、反社会的勢力と対決する等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、フォーサイド及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

4. 日程

- (1) 取締役会決議日 平成30年5月10日
(2) 業務提携の開始日 平成30年6月1日(予定)

II. 本第三者割当てによる本新株式及び本新株予約権の発行

1. 募集の概要

① 本新株式

(1) 払込期日	平成30年5月28日(月)
(2) 発行新株式数	216,000株
(3) 発行価額	1株につき1,387円
(4) 調達資金の額	299,592,000円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(6) 割当予定先	株式会社フォーサイド 144,000株 SAMURAI&J PARTNERS株式会社 72,000株
(7) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることが条件となります。

② 本新株予約権

(1) 割当日	平成30年5月28日(月)
(2) 発行新株予約権数	720個
(3) 発行価額	総額2,462,400円(1個につき3,420円)
(4) 当該発行による潜在株式数	72,000株(1個につき720株)
(5) 調達資金の額	102,326,400円 (内訳) 新株予約権発行による調達額:2,462,400円 新株予約権行使による調達額:99,864,000円
(6) 行使価額	1株当たり1,387円(固定)
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(6) 割当予定先	SAMURAI&J PARTNERS株式会社
(7) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることが条件となります。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的、背景

まず、フォーサイドに対する本新株式の発行については、前記「I. 本資本業務提携の概要」の「1. 本資本業務提携の理由」に記載のとおり、当社とフォーサイドグループとの業務提携と併せて実施するものであり、業務提携の効果をより確実なものとするのが目的であります。

他方で、SAMURAI に対する本新株式及び本新株予約権の発行については、スマートフォンネイティブゲームの新作タイトル「三極ジャスティス」のプロモーション費用を獲得する目的で行うものであります。

つまり、当社は、前記「I. 本資本業務提携の概要」の「1. 本資本業務提携の理由」に記載のとおり、現在スマートフォンネイティブゲームの日本市場に注力しているところ、スマートフォンの普及に伴い当該ゲーム市場が急激に拡大したことから、収益機会を求めて多くの企業が参入し、多数のゲームが競合する厳しい環境となっております。また、このような市場環境下において、高いクオリティーのゲームを制作するための開発費用が高騰するとともに、競合する多数のゲームの中から、自社のゲームの発見率を向上させるために多額の広告宣伝費が必要となります。スマートフォンネイティブゲームは移動中や隙間時間のほか、テレビを視聴しながらでもプレイが可能であり、ヒットタイトルの多くは、多額の費用を投じてテレビCMなどのマス媒体による露出を行っているところです。

当社は、平成30年6月に、スマートフォンネイティブゲームの新作タイトル「三極ジャスティス」を配信することを予定しております。「三極ジャスティス」は、iOSやAndroidで作動するスマートフォンネイティブゲームです。スマートフォンゲームはリリース直前の事前登録における集客や、リリース直後のダウンロード数を基準にしたランキングにおいて上位に露出することがその後のゲームの成否を大きく左右します。そのため、当該タイトルのリリース前後に必要な、主にインターネットを活用した2ヶ月間のプロモーション費用として91百万円を本新株式の発行により確保し、その後、継続的に必要となる主にインターネ

ットを活用した10ヶ月間のプロモーション費用として100百万円を新株予約権の発行により調達することといたしました。

以上のとおり、当社は、スマートフォンネイティブゲームの新作タイトル「三極ジャスティス」のプロモーション費用を獲得することが急務であると考えていたところ、当該費用の確保において最適なタイミングであり、かつ当社の事業戦略にご賛同頂け、両社のニーズが合致したため、SAMURAIに対する本新株式及び本新株予約権の割当てを実施することとなりました。

(2) 本第三者割当増資を選択した理由

① その他の資金調達方法の検討

当社取締役会における本第三者割当増資と他の資金調達の手段との比較検討結果については、次のとおりです。

まず、(i)間接金融（銀行借入及び社債）による資金調達は、当社の事業内容が、スマートフォンネイティブゲームという多数の競合他社が存在する市場であり、開発費や広告宣伝への先行投資資金を確実に回収できるかどうか不明確な状況であることから、事実上調達が困難な状況にあります。

次に、(ii)直接金融による資金調達のうち、公募増資及び株主割当においては、多額かつリスクの高い開発資金及び広告宣伝費について出資者を広く募ることから、必要十分な引受先が集まらない可能性が高いこと、株式市場における需給が悪化し、株価下落の要因となる結果、当社の信用や事業に悪影響を及ぼす可能性があること、さらには調達に要するコストが第三者割当増資に比して高いことから、本第三者割当増資と比較して適切でない判断いたしました。

また、(iii)ライツ・オフリングにおいては、ノンコミットメント型と、当社と金融商品取引業者とで元引受契約を締結するコミットメント型のものがありますが、コミットメント型は、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストが高くなることが予想され、また、ノンコミットメント型には上記(ii)と同様に、既存株主の参加率が不透明であるために資金調達の蓋然性確保の観点で問題があることから、本第三者割当増資と比較して適切でない判断いたしました。

以上より、当社取締役会は、他の資金調達方法ではなく本第三者割当増資による資金調達が最適と判断いたしました。

② 第三者割当てによる方法を選択した理由

当社は、前記「I. 本資本業務提携の概要」の「1. 本資本業務提携の理由」に記載のとおり、当社とフォーサイドグループとの業務提携を推し進め、業務提携の効果をより確実なものとする必要があることから、迅速かつ確実性の高い方法により資金調達を行い、かつフォーサイドと強固なパートナーシップを構築することが重要と考えています。そのため、当社は、直接当社の株式を発行して保有してもらうべく、第三者割当の方法を実施することが適切であると判断いたしました。このような目的を達成するため、フォーサイドとの間で1年間のロックアップについて合意しており、フォーサイドは原則として本新株式を取得した日から1年間、本新株式を第三者に売却せず中長期的に保有することになります。そのため、当社株式の流通市場に与える影響は限定的なものであると考えています。

また、当社が、フォーサイド以外にSAMURAIに対しても第三者割当増資を依頼したのは、上記「(1) 資金調達の主な目的、背景」に記載のとおり、本資本業務提携とは異なる目的である「三極ジャスティス」のプロモーション費用を調達するためです。SAMURAIに対する本新株式及び本新株予約権の発行に関しては、上記記載のとおり、本第三者割当増資以外の方法で資金調達を行うことが困難であることに加えて、(i)SAMURAIは純投資であることを表明しており、当社が平成29年12月22日に実施した第三者割当増資の引き受け実績を有していること、(ii)既存株主の株式価値の急激な希薄化をもたらさないようにするため、全て株式で調達するのではなく、新株予約権を組み合わせる方法が適切であると判断したこと、(iii)先買権のような将来のファイナンスに制約をもたらす可能性のある条件を一切付していないこと等に鑑みれば、当社が今回選択した、本新株式及び本新株予約権をSAMURAIに対して発行する資金調達方法は、既存株主の皆様にも合理的に配慮しており、かつ当社のニーズを満たすものであることから、当社として最適なものであると考えております。

本第三者割当てにより既存株主の持株比率に一定の希薄化が生じますが、本資本業務提携及び新タイトルのプロモーションにより、当社の事業拡大が実現されて収益の拡大が見込まれることから、当社の企業価値は向上するものと確信しており、最終的に既存株主の利益向上に繋がるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

(1) 払込金額の総額	401,918千円 (内訳) 本新株式の発行による調達額 299,592千円 本新株予約権の発行による調達額 2,462千円 本新株予約権の行使による調達額 99,864千円
(2) 発行諸費用の概算額	10,000千円
(3) 差引手取概算額	391,918千円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、主に有価証券届出書等の書類作成費、弁護士費用、登記費用、その他手数料等の合計額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本第三割増資によって調達する資金の額は合計401,918,400円（差引手取概算額の合計391,918,400円）となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次の通り予定しています。

① 本新株式

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業強化	100	平成30年6月～平成31年5月
ネットクレーンゲーム事業の新規展開	50	平成30年6月～平成31年3月
eスポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営等	50	平成30年6月～平成31年3月
「三極ジャスティス」のプロモーション費用	91	平成30年6月～平成30年7月

(注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社の新規事業展開、海外タイトルの獲得計画、プロモーション計画等を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が上記計画を変更した場合あるいは事業環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、上記計画のいずれもが順調に進捗した場合を前提としております。

2. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金で運用する予定であります。

② 本新株予約権

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
「三極ジャスティス」のプロモーション費用	100	平成30年8月～平成31年5月

(注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社のプロモーション計画等を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が上記計画を変更した場合あるいは事業環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、上記計画のいずれもが順調に進捗した場合を前提としております。

2. 上記資金使途は、平成31年5月までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途は変更される可能性があり、その場合は別途開示を行います。

3. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金で運用する予定であります。

(i) 海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業強化

当社は、「I. 本資本業務提携の概要 2. 本資本業務提携の内容 (2) 業務提携の内容 ①海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業強化」に記載したとおり、既に韓国のゲーム会社によって開発された配信実績のあるスマートフォンネイティブゲーム「ロード・オブ・ダンジョン」について、平成29年11月に日本市場でカスタマイズ配信を開始しており、その販売状況が順調に推移していることから、引き続き同様の海外タイトルの日本国内配信事業を強化する方針です。その第2弾目となるタイトルも決定しており、平成30年5月から7月の間にリリースする予定です。第2弾タイトルは平成29年12月22日に第三者割当増資で調達した資金を充当し、今後も引き続き有力なタイトルの獲得を目指します。これまでは当社独自の活動で海外タイトル獲得してまいりましたが、今後は平行してフォーサイドグループと協力して獲得活動を行います。今回の調達資金の使途としてはフォーサイドグループと協力し、日本国内に配信するための海外スマートフォンネイティブゲーム獲得費用（契約金・ローカライズ等）として100百万円を見込んでおります。

(ii) ネットクレーンゲーム事業の新規展開

当社は、「I. 本資本業務提携の概要 2. 本資本業務提携の内容 (2) 業務提携の内容 ②ネットクレーンゲーム事業の新規展開における協業」に記載したとおり、ネットクレーンゲーム事業の新規展開を検討しております。ネットクレーンゲーム事業を展開するにあたり、アプリケーションの開発費用として50百万円を見込んでおります。

(iii) eスポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営等

当社は、「I. 本資本業務提携の概要 2. 本資本業務提携の内容 (2) 業務提携の内容 ③eスポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営等」に記載したとおり、eスポーツの市場に向けた、新たなビジネスの創出を検討しております。あらゆるデバイスでシューティングゲームの開発・提供を行ってきた当社の強みを活かして、eスポーツに適したゲームジャンルの一つであり、当社が最も得意とするシューティングゲームの新規開発費用、並びにeスポーツに関するイベント及び施設の運営等に係る費用として50百万円を見込んでおります。

(iv) 「三極ジャスティス」のプロモーション費用

当社は、「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的、背景」に記載したとおり、新規タイトル「三極ジャスティス」を平成30年6月にリリースすることを予定しています。

「三極ジャスティス」は、iOSやAndroidで作動するスマートフォンネイティブゲームです。スマートフォンゲームはリリース直前の事前登録における集客や、リリース直後のダウンロード数を基準にしたランキングにおいて上位に露出することがその後のゲームの成否を大きく左右します。そのため、当該タイトルのリリース前後に必要な、主にインターネットを活用した2ヶ月間のプロモーション費用として91百万円を、その後継続的に必要となる主にインターネットを活用した10ヶ月間のプロモーション費用として100百万円を見込んでおります。

以上の施策を目的に、当社は平成30年5月10日、本第三者割当増資を決定致しました。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当増資により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業の強化、ネットクレーンゲーム事業の新規展開、eスポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営、新規タイトル「三極ジャスティス」のプロモーションを実施し、これらによる売上規模の拡大及び財務基盤の強化を図ることができると考えており、株主価値の向上に資する合理的な資金使途であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の発行価格については、フォーサイド及びSAMURAIとの協議を踏まえ、当社取締役会は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成30年5月9日。以下「基準日」といいます。）の東京証券取引所における当社株式の終値を基準とし、かかる値から7.96%のディスカウントをした1,387円といたしました。

本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、直近の株価を基準とすることが当社の企業価値を最も適正に反映していると判断したためです。当社は、当社株価のボラティリティの大きさ及び本第三者割当増資により生じる希薄化等を総合的に勘案し、フォーサイド及びSAMURAIとの協議の上、7.96%のディスカウントをすることを決定いたしました。

フォーサイド及びSAMURAIからは、当社の事業戦略及び将来性について一定の理解をしてもらっているものの、業績の回復が遅れていること、ネットクレーンゲーム事業やeスポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営等の新規事業を行うことを検討しており、また新規の海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信及び新規タイトルのプロモーションを今後積極的に行っていく予定であること等から、株価下落リスクもあり、ディスカウント価格で引き受けることにより株価下落損失を最小限としたい旨の提案を受けました。当社としては、既存株主の皆様の株式の希薄化を最大限防止するべく、フォーサイド及びSAMURAIと交渉を重ねましたが、当社の財務状況を改善して、上記新規事業に踏み切り、また海外タイトルの獲得費用及び新規タイトルへのプロモーション費用を調達することが当社にとって急務であり、これを実現することが企業価値の向上及び既存株主の皆様の利益に繋がると考え、上記のディスカウント価格で本第三者割当増資を実行することといたしました。

当該価格は、東京証券取引所における当社株式の基準日以前1ヶ月間の終値平均である1,438円（円未満四捨五入。以下、終値平均の計算において同様に計算しております。）に対して3.55%のディスカウント、基準日以前3ヶ月間の終値平均である1,549円に対して10.46%のディスカウント、基準日以前6ヶ月間の終値平均である1,820円に対して23.79%のディスカウントをした金額となっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、第三者割当増資の発行価額は原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であるべきこととされているところ、この発行価額は、当該指針に準拠するものであり、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役3名（社外監査役2名）全員からは、上記払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な価値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権

後記「11. 発行要項」の「(2) 本新株予約権」に記載の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である東京ファイナンシャルアドバイザーズ株式会社（以下「TFA」といいます。）が算定した結果を参考に、本新株予約権の1個の発行価額を、当該評価結果である本新株予約権の評価単価と同額である3,420円としました。

TFAは、権利行使期間、当社株式の株価、株価変動率等を勘案し、本新株予約権の価値評価を実施しています。また、TFAは、当社とSAMURAIとの間で、払込期日以降、当社の普通株式株価が、発行日時点の本新株予約権1個当たりの権利行使価額の200%相当額を超過した場合で、当社が通知をした場合には、その時点で残存する新株予約権をSAMURAIが全部行使する旨の合意があるために、当該合意が履行されることも前提において価値評価を行っております。

当社は、当該算定機関の算定結果並びに発行条件についての考え方及びそのプロセスについて当社法律顧問の助言を参考にしつつ、また、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日である平成30年5月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から7.96%のディスカウントをした1,387円としております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な金額であると考えております。

当社監査役全員も、TFAは、当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、フォーサイド及びSAMURAIからも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、TFAは本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件を適切にその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関してTFAから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、評価額は適正かつ妥当な価額と判断しております。また、その評価額と同額を本新株予約権の払込金額としていることから、当社監査役全員も、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される株式数は216,000株（議決権数2,160個）であり、平成30年2月28日現在における当社の発行済株式数2,894,700株（議決権数28,947個）に占める割合は7.46%（小数点以下第3位を四捨五入しています。以下、割合の計算において同様に計算しております。）であり、本新株予約権の行使により発行される当社株式の数は72,000株（議決権数720個）であり、平成30年2月28日現在における当社の発行済株式数2,894,700株（議決権数28,947個）に占める割合は2.49%であり、本新株式の発行予及び本新株予約権の発行・行使による希薄化の合計は9.95%となります。また、当社が、平成29年12月22日に、SAMURAI宛に行った第三者割当増資により発行された株式数112,100株（議決権数1,121個）を合算した株式数は400,100株（議決権数4,001個）となり、これらも踏まえた希薄化率は14.38%となります。

このように、本第三者割当増資によって一定の希薄化が生じますが、一方で、上記「2. 募集の目的及び理由」の「（1）資金調達の主目的、背景」に記載したとおり、当社が本第三者割当増資によって得た資金を、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」の「（2）調達する資金の具体的な用途」に記載した用途に用いることによって、海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業の強化、ネットクレーンゲーム事業の新規展開、eスポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営、新規タイトル「三極ジャスティス」のプロモーションを実施することができ、これらによる売上規模の拡大及び財務基盤の強化を図ることができるため、当社の企業価値の最大化につながるものと判断しております。

したがって、本第三者割当増資の規模及び希薄化率は合理的であり、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 株式会社フォーサイド

前記「I. 本資本業務提携の概要」の「1. 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおりです。

② SAMURAI&J PARTNERS株式会社

(1) 名称	SAMURAI&J PARTNERS株式会社		
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 安藤 潔		
(4) 事業内容	投資銀行事業、Fintech事業、情報サービス事業		
(5) 資本金	13億3,728万円		
(6) 設立年月日	平成8年2月6日		
(7) 発行済株式数	2,985,000株（平成30年1月31日現在）		
(8) 決算期	1月		
(9) 従業員数	（連結）35名、（単体）14名（平成30年1月31日現在）		
(10) 主要取引先	株式会社ネクスティエレクトロニクス ソフトバンクコマース&サービス株式会社 各都道府県警察本部及び各地方検察庁等		
(11) 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行		
(12) 大株主及び持株比率 （平成30年1月31日現在）	藤澤 信義 （常任代理人 UBS証券株式会社）	22.78%	
	寺井 和彦	13.61%	
	日本証券金融株式会社	11.30%	
	松井証券株式会社	7.36%	
	STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OD11	7.03%	
	村山 俊彦	3.35%	
	CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS FOR TAGUCHI SHIGEKI	2.09%	
	株式会社SBI証券	1.57%	
	植村 篤	1.34%	
	岡田 直規	1.34%	
当事会社間の関係			
(13)	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。	
(14)	最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態（単位：千円。特記しているものを除く。）		
決算期	平成28年1月期	平成29年1月期	平成30年1月期
連結純資産	978,586	834,001	1,411,211
連結総資産	1,029,928	871,838	1,764,540
1株当たり連結純資産(円)	36.36	30.99	47.23
連結売上高	155,014	148,133	382,703
連結営業利益	20,377	△86,534	△182,891
連結経常利益	6,334	△83,856	△195,956
親会社株主に帰属する当期純利益	△11,228	△143,404	△124,153
1株当たり連結当期純利益(円)	△0.41	△5.32	△4.49
1株当たり配当金(円)	—	—	—

(注) 1. 当社は、SAMURAIより、反社会的勢力とは一切関係がないことの説明を受けております。また、SAMURAIは東京証券取引所JASDAQ（グロース）市場の上場会社であり、当社は、割当予定先が東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力と一切の関係を持

たず、これらの活動を助長するような行為を行わないことを基本方針としている旨記載されていることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、SAMURAI及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2. SAMURAIは平成30年2月1日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。このため、前々連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり連結純資産、1株当たり連結当期純利益を算出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

① フォーサイド

前記「I. 本資本業務提携の概要」の「1. 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおりです。

② SAMURAI

当社は、前記「I. 本資本業務提携の概要」の「1. 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、フォーサイドとの間で本資本業務提携について協議、検討していたところ、同社よりSAMURAIも当社への追加出資を検討している旨教えて頂き、ご紹介頂きました。上記「2. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、当社は、スマートフォンネイティブゲームの新作タイトル「三極ジャスティス」のプロモーション費用を獲得することが急務であると考えていたところ、当該費用の確保において最適なタイミングであり、かつ当社の事業戦略にご賛同頂け、両社のニーズが合致したため、SAMURAIに対する本新株式及び本新株予約権の割当てを実施することとなりました。

(3) 割当予定先の保有方針

① フォーサイド

前記「I. 本資本業務提携の概要」の「1. 本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、フォーサイドとの間で、本資本業務提携を行い、海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業を強化し、またネットクレーンゲーム事業の新規展開やeスポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営に関する新規事業を中長期的に行っていくことを考えており、フォーサイドも同様に考えているとのことです。当社は、フォーサイドから、同社が本新株式を中長期的に保有する方針である旨を口頭で確認しており、またフォーサイドが当該株式について1年間は当社の事前の書面による承諾なく売却しない旨の合意をしております。当社株式の売却に際しては、東京証券取引所の定める譲渡の報告等に関するルールその他の法令諸原則を遵守することも口頭で確認しております。

なお、当社は、フォーサイドから、フォーサイドが払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

② SAMURAI

当社は、SAMURAIとの協議の中で、SAMURAIが本第三者割当増資により取得する本新株式及び本新株予約権について、経営権の獲得等の目的ではなく、純投資目的であること、また、当社株式の売却に際しては、東京証券取引所の定める譲渡の報告等に関するルールその他の法令諸原則を遵守することを口頭で確認しております。

なお、当社は、SAMURAIから、SAMURAIが払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① フォーサイド

当社は、フォーサイドから、本第三者割当増資の資金は手許現預金でまかなう旨の説明を受けています。なお、当社は、フォーサイドが平成30年3月30日付けで公表している平成29年12月期有価証券報告書に含まれる連結貸借対照表において、平成29年12月31日時点の現預金が447,891千円であることを確認しており、本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現預金を有しているものと判断しております。

② SAMURAI

当社は、SAMURAIから、本第三者割当増資の資金は手許現預金でまかなう旨の説明を受けています。なお、当社は、SAMURAIが平成30年4月26日付けで公表している平成30年1月期有価証券報告書に含まれる連結貸借対照表において、平成30年1月31日時点の現預金が658,262千円であることを確認しており、本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現預金を有しているものと判断しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前 (平成29年11月30日現在)		募集後 (本新株予約権の行使により 交付される当社株式を考慮しない場合)	
高野健一	8.48%	高野健一	7.59%
株式会社オセアグループ	7.19%	株式会社オセアグループ	6.43%
株式会社SBI証券	7.02%	株式会社SBI証券	6.28%
武藤貴宣	3.97%	株式会社フォーサイド	4.63%
柿沼佑一	3.05%	武藤貴宣	3.56%
佐々木誠	3.05%	柿沼佑一	2.73%
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENTACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	2.85%	佐々木誠	2.73%
楽天証券株式会社	2.02%	CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENTACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	2.55%
日本証券金融株式会社	1.74%	楽天証券株式会社	1.81%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1.26%	日本証券金融株式会社	1.55%

- (注) 1. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 募集前の持株比率は、平成29年11月30日現在の株主名簿に記載された保有株式数をもとに計算しております。
3. 募集後については、フォーサイド以外の株主の所有株式数が平成29年11月30日以降変更がないものとして計算しております。なお、平成29年12月19日付で大量保有報告書及び変更報告書が、また同月21日付で訂正報告書が、五味大輔氏より提出されており、これらには五味大輔氏が当社の普通株式240,000(2,400個)を保有している旨記載されていますが、当社として実質所有を確認できておりませんので、上記大株主の状況には反映しておりません。
4. 募集後の持株比率は、募集後の各株主の所有株式数を、平成29年11月30日現在の発行済株式総数2,782,600株に、平成29年12月22日に当社が発行した普通株式112,100株及び本第三者割当増資により発行する本新株式216,000株を加えた合計3,110,700株で除して算出した数値であります。
5. SAMURAIによれば、本第三者割当増資により取得する本新株式及び本新株予約権の保有目的は純投資であり、取得した当社株式(本新株予約権の行使により取得したものを含みます。)をSAMURAIの投資判断に基づき売却する可能性があるとのことです。したがって、SAMURAIによる当社株主の長期保有は約されておりませんので、募集後の「持株比率」の欄にSAMURAIを記載しておりません。
6. 本新株予約権は、行使までは潜在株式としてSAMURAIにて保有されます。行使期間は、平成30年5月29日から平成32年5月28日までの発行後2年間となっております。今後SAMURAIによる本新株予約権の行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

募集前 (平成29年11月30日現在)		募集後 (本新株予約権の行使により 交付される当社株式を考慮する場合)	
高野健一	8.48%	高野健一	7.42%
株式会社オセアグループ	7.19%	株式会社オセアグループ	6.28%
株式会社S B I証券	7.02%	株式会社S B I証券	6.13%
武藤貴宣	3.97%	株式会社フォーサイド	4.52%
柿沼佑一	3.05%	武藤貴宣	3.48%
佐々木誠	3.05%	柿沼佑一	2.67%
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENTACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイス証券株 式会社)	2.85%	佐々木誠	2.67%
楽天証券株式会社	2.02%	CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENTACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイス証券 株式会社)	2.49%
日本証券金融株式会社	1.74%	楽天証券株式会社	1.77%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1.26%	日本証券金融株式会社	1.52%

- (注) 1. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 募集前の持株比率は、平成29年11月30日現在の株主名簿に記載された保有株式数をもとに計算しております。
3. 募集後については、フォーサイド以外の所有株式数が平成29年11月30日以降変更がないものとして計算しております。なお、平成29年12月19日付で大量保有報告書及び変更報告書が、また同月21日付で訂正報告書が、五味大輔氏より提出されており、これらには五味大輔氏が当社の普通株式240,000(2,400個)を保有している旨記載されていますが、当社として実質所有を確認できておりませんので、上記大株主の状況には反映しておりません。
4. 募集後の持株比率は、募集後の各株主の所有株式数を、平成29年11月30日現在の発行済株式総数2,782,600株に、平成29年12月22日に当社が発行した普通株式112,100株、並びに本第三者割当増資により発行する本新株式216,000株及び本新株予約権が全て行使された際に発行される株式数72,000株を加えた合計3,182,700株で除して算出した数値であります。
5. 募集後については、本新株予約権が全て行使された後の数を記載しています。もっとも、SAMURAIによれば、本第三者割当増資により取得する本新株式及び本新株予約権の保有目的は純投資であり、取得した当社株式(本新株予約権の行使により取得したものを含みます。)をSAMURAIの投資判断に基づき売却する可能性があるとのことです。したがって、SAMURAIによる当社株主の長期保有は約されておりませんので、募集後の「持株比率」の欄にSAMURAIを記載しておりません。
6. 本新株予約権は、行使までは潜在株式としてSAMURAIにて保有されます。行使期間は、平成30年5月29日から平成32年5月28日までの発行後2年となっております。今後SAMURAIによる本新株予約権の行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、持株比率の状況が変動いたします。

8. 今後の見通し

本第三者割当増資の払込期日が平成30年5月28日であることから、平成30年5月期の業績への具体的な影響はありません。当社は、本第三者割当増資が当社の企業価値及び株主価値の向上に資すると考えておりますが、平成31年5月期の業績への影響につきましては、現在のところ精査中であり、具体的な影響が明らかになった場合には、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（非連結）（単位：千円。特記しているものを除く。）

決算期	平成27年5月期	平成28年5月期	平成29年5月期
売上高	1,664,908	2,344,940	2,820,785
営業利益又は営業損失（△）	△455,980	105,910	△220,995
経常利益又は経常損失（△）	△485,938	103,716	△229,176
当期純利益又は 当期純損失（△）	△728,658	95,353	△391,256
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失（△）（円）	△306.06	39.41	△152.65
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	206.88	254.43	226.46

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年2月28日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,894,700株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）にお ける潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額（行使価額）にお ける潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額）にお ける潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年5月期	平成28年5月期	平成29年5月期
始 値	1,815円	2,845円	2,051円
高 値	3,890円	2,933円	2,153円
安 値	1,461円	1,149円	1,190円
終 値	3,135円	2,070円	1,443円

② 最近6ヶ月間の状況

	平成29年 2月	平成30年 1月	2月	3月	4月	5月
始 値	1,813円	2,259円	2,073円	1,663円	1,470円	1,426円
高 値	2,788円	2,310円	2,200円	1,725円	1,525円	1,537円
安 値	1,774円	1,955円	1,531円	1,323円	1,333円	1,405円
終 値	2,248円	2,054円	1,679円	1,466円	1,425円	1,507円

- (注) 1. 各株価は、東京証券取引所ジャスダック市場におけるものであります。
2. 平成30年5月の株価については、平成30年5月9日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	平成30年5月9日現在
始 値	1,520円
高 値	1,527円
安 値	1,493円
終 値	1,507円

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① 第18回～第20回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行

割 当 日	平成27年8月10日
発 行 新 株 予 約 権 数	500,000 個 第18回新株予約権 200,000 個 第19回新株予約権 200,000 個 第20回新株予約権 100,000 個
発 行 価 額	第18回新株予約権1個当たり3.5円 第19回新株予約権1個当たり2.9円 第20回新株予約権1個当たり2.5円
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	1,646,330,000 円
割 当 先	ドイツ銀行ロンドン支店
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	2,461,900 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	500,000 株（新株予約権1個につき1株） 第18回新株予約権 200,000 株 第19回新株予約権 200,000 株 第20回新株予約権 100,000 株 行使価額上限値はありません。 また、行使価額下限値（1,760円）においても、第18回新株予約権及び第19回新株予約権に係る潜在株式数は200,000株、第20回新株予約権に係る潜在株式数は100,000株です。
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済新株予約権数：20,000 個 第18回新株予約権 10,000 個 第19回新株予約権 0 個 第20回新株予約権 10,000 個 行使価額： 第18回新株予約権 2,200 円 第19回新株予約権 3,300 円 第20回新株予約権 1,760 円 残新株予約権数は、第18回新株予約権につき190,000個、第19回新株予約権につき200,000個、第20回新株予約権につき90,000個でありましたが、当社は平成28年10月19日開催の当社取締役会において、平成28年10月19日において残存する第18回乃至第20回新株予約権の全部を取得及び消却することを決議し、当該決議に基づき、平成28年11月25日に第18回乃至第20回の残存新株予約権の全部（新株予約権合計480,000個）を消却しております。
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	35,930,000 円（注）
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	スマートフォンネイティブゲーム「ゴシックは魔法乙女」のプロモーションに係る広告宣伝費、スマートフォンネイティブゲームの新規開発に係る人件費及び外注費
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成27年9月～平成29年8月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	スマートフォンネイティブゲーム「ゴシックは魔法乙女」のプロモーションに係る広告宣伝費に全額を充当

(注) 調達資金の額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

② 第三者割当による行使価額修正条項付第21回新株予約権の発行

払込期日	平成28年11月7日
発行新株予約権数	3,000個
発行価額	新株予約権1個当たり1,500円
発行時における調達資金の額 (差引手取概算額)	461,800,000円(注)
割当先	大和証券株式会社
募集時における発行済株式数	2,482,600株
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額(1,541円)における潜在株式数は300,000株であり、価額下限値(925円)における潜在株式数も300,000株です。行使価額上限値はありません。
現時点における行使状況	行使済新株予約権数:3,000個 平成29年2月3日をもって、全個数(3,000個)の権利行使が完了しております。
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	370,984,000円
発行時における当初の資金使途	スマートフォンネイティブゲーム「ゴシックは魔法乙女」のプロモーションに係る広告宣伝費
発行時における支出予定時期	平成28年12月～平成30年11月
現時点における充当状況	スマートフォンネイティブゲーム「ゴシックは魔法乙女」のプロモーションに係る広告宣伝費に全額を充当

(注) 調達資金の額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

③ 第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成29年12月22日
調達資金の額	209,963,300円(差引手取概算額197,963,300円)
発行価額	1株につき1,873円
募集時における発行済株式総数	2,782,600株
当該募集による発行株式数	112,100株
募集後における発行済株式数	2,894,700株
割当先	SAMURAI&J PARTNERS 株式会社
発行時における当初の資金使途	「ロード・オブ・ダンジョン」プロモーション費用、海外タイトルの獲得費用
発行時における支出予定時期	平成29年12月～平成30年5月
現時点における充当状況	「ロード・オブ・ダンジョン」プロモーション費用:58百万円 海外タイトルの獲得費用:18百万円

(注) 「発行時における支出予定時期」につきましては、平成30年5月10日開示の「新株式発行等に関する支出予定時期変更のお知らせ」により変更をお知らせしております。

11. 発行要項

(1) 本新株式

(1)	発行新株式数	216,000株
(2)	発行価額	1株につき1,387円
(3)	資金調達額	299,592,000円
(4)	資本金組入額	149,796,000円 (1株につき693.5円)
(5)	増加する資本金及び資本準備金	資本金 149,796,000円 資本準備金 149,796,000円
(6)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(7)	割当予定先	株式会社フォーサイド 144,000株 SAMURAI&J PARTNERS株式会社 72,000株
(8)	申込期日	平成30年5月28日
(9)	払込期日	平成30年5月28日

(2) 本新株予約権

(1)	名称	株式会社ケイブ 第22回新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。)
(2)	本新株予約権の発行価額の総額	2,462,400円
(3)	申込期日	平成30年5月28日
(4)	払込期日	平成30年5月28日
(5)	割当日	平成30年5月28日
(6)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(7)	割当予定先	SAMURAI&J PARTNERS 株式会社 に 720 個割り当てる
(8)	新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法	<p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は72,000株とする (本新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下、「割当株式数」という。) は100株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 当社が第12項の規定に従って行使価額 (第11項第(2)号に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第12項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
(9)	本新株予約権の総数	720個
(10)	本新株予約権1個当たりの払込金額	本新株予約権1個につき金3,420円

<p>(11) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p>	<p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金1,387円とする。但し、行使価額は第12項の規定に従って調整されるものとする。</p>
<p>(12) 行使価額の調整</p>	<p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、平成30年5月10日開催の当社取締役会決議に基づき新株式を発行する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 ②株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。 (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。 ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用され</p>

	<p>る日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>	
(13)	本新株予約権の行使請求期間	平成30年5月29日から平成32年5月28日までとする。但し、第15項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
(14)	その他の本新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
(15)	本新株予約権の取得事由	当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って14暦日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付して、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
(16)	本新株予約権の譲渡制限	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
(17)	新株予約権証券の発行	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
(18)	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
(19)	新株予約権の行使請求の方法	(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえで、第13項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

		<p>(2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第21項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第22項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。</p>
(20)	株券の不発行	当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。
(21)	行使請求受付場所	株式会社ケイブ 経営企画部 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
(22)	払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 高田馬場支店 東京都新宿区高田馬場一丁目27番7号
(23)	新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される1株当たりの財産の価額の算定理由	本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金3,420円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第11項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成30年5月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92.04%相当額とした。
(24)	その他	<p>(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。</p>

以上